

入札説明書

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 契約件名 **巡視船せつつレーダー換装ほか整備**
- (2) 履行期間 **契約締結の日から平成27年3月25日まで**
- (3) 履行場所 **神戸市中央区に停泊中の巡視船せつつ**
- (4) 入札方法 本件は、入札及び書類の提出を電子入札システムで行う。ただし、電子入札システムにより難い者は、「紙入札方式参加願」を提出するものとする。
原則として、入札執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

2 競争参加資格

- (1) 予決令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人または被補助人であって、契約締結のため必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。また、当本部から指名停止の措置を受け、指名停止の期間中の者でないこと。
- (3) **平成25・26・27年度国土交通省参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされ、近畿地域又は四国地域の競争参加資格を有する者。**
競争参加資格審査に関する問い合わせ先
〒650-8551 神戸市中央区波止場町1番1号
第五管区海上保安本部経理補給部経理課 入札審査係
TEL 078-391-6555 内線 2223
FAX 078-391-6871
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

3 入札参加申込

入札参加希望者は、**平成26年12月12日12時00分**までに、電子入札システムにより、「確認書」、**平成25・26・27年度国土交通省一般競争参加資格（全省庁統一資格）**における資格決定通知書の写しを提出すること。ただし、電子入札システムにより難い者は、上記期限までに、「紙入札方式参加願」、**平成25・26・27年度国土交通省一般競争参加資格（全省庁統一資格）**における資格審査決定通知書の写しを、下記4（2）に提出すること。

4 電子入札システムのURL及び問い合わせ先等

- (1) 電子入札システムのURL <https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/>
- (2) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒650-8551 神戸市中央区波止場町1番1号

第五管区海上保安本部 経理補給部経理課 入札審査係

TEL 078-391-6555 内線 2223

FAX 078-391-6871

5 仕様に関する問い合わせ先

〒650-8551 神戸市中央区波止場町1番1号

第五管区海上保安本部総務部情報通信課

TEL 078-391-6711 内線 2415

6 入札書の提出及び開札

(1)入札書の提出期限 **平成26年12月22日17時00分**

(2)入札書の提出場所 電子入札システムによる。ただし、「紙入札方式参加願」を提出した者は、紙入札書を、上記4(2)に提出すること。なお、郵送により提出する者は、第五管区海上保安本部入札・見積者心得書第5「入札等に関する事項」により作成のうえ、配達記録郵便又は簡易書留郵便等により、上記(1)の日時必着で送付すること。

(3)開札の日時 **平成26年12月24日10時00分**

(4)開札の場所 神戸市中央区波止場町1番1号

第五管区海上保安本部経理補給部経理課入札室

7 入札保証金及び契約保証金 免除

8 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、第五管区海上保安本部入札・見積者心得書その他入札に関する条件に違反した入札及び電子入札システムを利用する者においては、ICカードを不正に使用した入札は無効とする。

9 開札

(1) 開札は、入札者またはその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者またはその代理人が開札に立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(2) 入札者またはその代理人が開札に立ち会う場合、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。

(3) 入札者またはその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書または入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

(4) 入札者またはその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

(5) 電子入札システム参加者の障害によって電子入札ができない旨の申告があり、すぐに復旧できないと判断され、かつ、下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の電子入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更(延長)を行う。

・天災

- ・広域・地域的停電
- ・プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
- ・その他、時間延長が妥当であると認められた場合

(ただし、ICカードの紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く。)

(6) e-BISCセンターまたは発注者側の障害が発生した場合は、e-BISCセンターと協議し、障害復旧の見込みがある場合には、電子入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更(延長)を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。

(7) 入札締切予定時間になっても入札書が電子入札サーバーに未到達であり、かつ、電子入札参加者からの連絡がない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものと見なす。また、辞退を確認した入札参加者は、すみやかに書面にて入札辞退届を提出すること。

(8) 開札を執行した場合、入札者またはその代理人のした入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。再度入札の日時については、原則として開札手続を行ったのち30分後に行うこととするので、電子入札者は再度入札通知書を必ず確認すること。

なお、開札手続きに時間を要するなど再度入札の予定時間を大幅に超えるような場合は、電子入札参加者に対して当庁担当官から連絡を行う。この間、紙入札業者は開札会場で待機することとし、原則として退室は認めない。ただし、郵便による入札を行った者がある場合及び契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行うことがある。

10 落札者の決定

(1) 第五管区海上保安本部入札・見積者心得書による。

(2) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書に記載すること。

11 契約書の作成の要否

要(ただし、契約金額が150万円に満たない場合は、省略する場合がある。)

12 支払い条件

(1) 完了払とする。

(2) 検査終了後、適正な請求書を受理してから30日以内に支払う。

13 入札書提出にかかる委任

(1) 電子入札において、代表者以外のICカードを使用する場合は、年間委任状を提出すること。

(2) 紙入札において、代表者以外の者が入札書を提出する場合は、委任状を提出すること。

14 その他

(1) 上記によるもののほか、この一般競争入札に参加する場合において、了知し、かつ、遵守すべき事項は「第五管区海上保安本部入札・見積者心得」によるものとする。

15 (談合等不正行為があった場合の違約金等)

(1) 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約額(この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額)の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

① この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

② 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令(次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

③ 納付命令又は排除措置命令により、乙に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

④ この契約に関し、乙(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(2) 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。